

山梨県公報

第三百九十一号

令和五年

七月三日

月 曜 日

目次

告示

○道路の区域変更……………四六五

公告

○令和五年度行政書士試験の実施……………四六五

○寄附金の収納事務の委託……………四六九

人事委員会

○令和五年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について……………四六九

○令和五年度山梨県職員採用試験(就職氷河期世代)の実施について……………四七四

告示

山梨県告示第百八十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和五年七月二十四日まで一般の縦覧に供する。

令和五年七月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百三十七号
- 道路の区域

区間	旧 の別 (メートル)	旧 敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南都留郡富士河口湖町浅川字産屋ヶ崎八番 一地先から	旧	一一・二〇 三四・五	一一三・八

公告

南都留郡富士河口湖町浅川字産屋ヶ崎三番
一地先まで

新

一六・五〇
四五・九

一一三・八

令和五年度行政書士試験の実施

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長から、次のとおり通知があった。
令和五年七月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条第一項の規定により山梨県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め(平成十一年自治省告示第二百五十号)第八に基づき、次のとおり公示する。

令和五年七月三日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 多賀谷 一 照

1 試験期日

令和5年11月12日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験場所

試験場	所在地
桃源文化会館	南アルプス市飯野2971
山梨県流通センター（流通会館）	中央市山之神流通団地2-6-1

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和5年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題）	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布

ア 窓口での配布期間

令和5年7月24日（月）から同年8月25日（金）

イ 配布場所

配布場所	所在地	配布時間	備考
山梨県総務部行政経営管理課	甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階	8:30～ 17:00	
峡東地域県民センター	甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎		
峡南地域県民センター	南巨摩郡富士川町鯉沢771-2 南巨摩合同庁舎		
中北地域県民センター	韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎		

富士・東部地域県民センター	都留市田原 2-13-43 南都留合同庁舎		
山梨県庁別館 2階 (やまなし観光推進機構)	甲府市丸の内 1-6-1 山梨県庁別館 2階	8:30～ 17:00	土・日を含む。
山梨県行政書士会	甲府市丸の内 3-27-5 山梨県行政書士会館	9:00～ 17:00	

(注)備考欄に注意書きのある場所を除き、土曜日、日曜日及び国民の祝日は配布を行いません。

(2) 受験願書及び試験案内の郵送による配布とその請求方法

ア 郵送による配布の請求期間

令和5年7月3日(月)から同年8月18日(金)必着

この期間内に、下記イの手続により請求があったものについて、郵送により配布します。

イ 請求方法

返信用封筒(角形2号の封筒に、住所・氏名・郵便番号を記載し140円分の切手を貼付したもの)を、下記の宛先まで郵送してください。

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和5年7月24日(月)から同年8月25日(金)消印有効

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。令和5年8月25日(金)の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書(顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書の貼付があるもの)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

令和5年7月24日(月)午前9時から同年8月22日(火)午後5時まで

この期間におけるインターネットによる受験申込みは、24時間利用可能です。インターネットによる受験申込みは、令和5年8月22日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、申込みができなくなりますのでご注意ください。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページをご確認ください。

【ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp>】

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

(3) 受験手数料

10,400円

受験手数料の払込み方法については、試験案内をご覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しなかった場合などを除き、返還しません。

(4) 連絡先

一般財団法人行政書士試験研究センター

〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階
電話番号 03-3263-7700

6 特例措置の実施

- (1) 身体の機能に障害のある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障害等の状況により希望される措置を行うことがあります。なお、申出の時期や障害の内容等によっては希望に沿えない場合があります。
- (2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまでご相談ください。特例措置の手続については、試験案内をご覧ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

令和6年1月31日（水）午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にも合格者の受験番号を掲載します（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）。

● 寄附金の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第二項の規定により、次のとおり寄附金の収納事務を委託した。

令和五年七月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 委託の相手方 富士吉田市松山千四百十四番地一 日富士株式会社
- 二 委託に係る寄附金 山梨県富士山保全協力金
- 三 委託の期間 令和五年五月二十四日から同年九月三十日まで

人事委員会

● 令和五年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について

令和五年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験を次のとおり実施する。

令和五年七月三日

山梨県人事委員会

委員長 細 谷 憲 二

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容等
行政	8名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。高度の知識・経験を必要とする業務を行う主事相当職又は主任相当職として採用する。
農業土木	1名程度	主に農業農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。高度の知識・経験を必要とする業務を行う技師相当職又は主任相当職として採用する。

2 受験資格

昭和38年4月2日以降に生まれた者で、次の要件を満たす者

試験職種	要件
行政	民間企業等における正規雇用形態の職務経験を5年以上（令和5年3月末現在）有する者 ※ 職務経験は、民間企業の従業員、自営業者、公務員等として就業した期間が該当する。
農業土木	民間企業等における正規雇用形態の職務経験を5年以上（令和5年3月末現在）有する者（ただし、国家公務員法及び地方公務員法に定めるすべての公務員としての職務経験は含まない。）

<職務経験について（全試験職種共通）>

- ① 「正規雇用形態の職務経験」には、1年以上継続して就業した期間が該当し、職務経験が複数の場合は通算できるものとする。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一の職歴に限るものとする。
 - ・勤務していた事業所における正規雇用形態の職員と週当たりの勤務時間が同じ勤務形態で就業していた期間は職務経験に通算することができる。
 - ・休暇・休業・休職等のため1か月以上継続して勤務しなかった期間（産前産後休暇を除く。）は職務経験から除く。
- ② 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練を含む。）に1年以上継続して参加した期間は含むことができる。

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間

(1) 試験案内配布開始日

令和5年7月14日(金)

(2) 受付期間

インターネットによる申込

- ・令和5年8月4日(金)から8月25日(金)まで
- ・期間中常時受け付ける。ただし、令和5年8月25日(金)は、午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	令和5年9月17日(日) (受付時間) 午前9時00分から 午前9時20分まで	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
第2次試験	令和5年10月15日(日)	山梨大学 甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)
	令和5年11月4日(土)又は11月5日(日)のいずれか指定する1日	山梨県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容	
第1次試験	教養試験 (全試験職種) 〔試験時間120分〕	行政 80点	<p>公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による高等学校卒業程度から大学卒業程度の難度の筆記試験を行う。</p> <p>・出題数は40題とする。</p> <p>【出題分野】</p> <p>知識分野（20題） （時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題）</p> <p>知能分野（20題） （文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題）</p>	
		農業 土木 40点		
	専門試験 (農業土木) 〔試験時間120分〕	40点	<p>試験職種に応じた専門知識、能力等について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。</p> <p>・出題数は30題とする。</p> <p>【出題分野】</p>	
			農業土木	<p>数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般</p>
第2次試験	人物試験	140点	<p>公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて、適性検査を行う。</p>	
			<p>社会性、貢献度、指導性等について集団討論を行う。</p>	
	論文試験 〔試験時間90分〕	20点	<p>コミュニケーション能力、積極性、実行力等について、個別面接(2回)を行う。</p> <p>文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式による試験を行う。</p>	
資格調査		<p>受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。</p>		

※ 第1次試験合格者は、教養試験の得点（農業土木の場合は、教養試験及び専門試験の合計得点）の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区分	試験種目	基準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合
	専門試験（農業土木）	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なおも同点の場合は、第1次試験の得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

ア 第1次試験合格者発表	令和5年10月6日(金)
イ 最終合格者発表	令和5年11月13日(月)

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給(地域手当を含む。)は、例えば、30歳で民間企業等の職務経験が8年である場合、240,300円程度となる。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

(1) 論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。

(2) 詳細は、「令和5年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験案内」による。

● 令和五年度山梨県職員採用試験（就職氷河期世代）の実施について
令和五年度山梨県職員採用試験（就職氷河期世代）を次のとおり実施する。
令和五年七月三日

山梨県人事委員会

委員長 細谷 憲二

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
行政	3名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。

2 受験資格

- (1) 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者
- (2) 令和4年7月25日から令和5年7月24日までの間に正規雇用労働者として雇用されていない者
 - ※ 正規雇用労働者とは、次の①～④のいずれにも該当する労働者をいう。
 - ① 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
 - ② 派遣労働者として雇用されている者でないこと。
 - ③ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。（週の所定労働時間が30時間未満の場合を除く。）
 - ④ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。
 - ア 日本国籍を有しない者
 - イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間

- (1) 試験案内配布開始日
令和5年7月14日（金）
- (2) 受付期間
インターネットによる申込
 - ・令和5年7月24日（月）から令和5年8月14日（月）まで
 - ・期間中常時受け付ける。ただし、令和5年8月14日（月）は午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	令和5年9月24日(日) (受付時間)午前8時30分から 午前9時まで	山梨大学 甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)
第2次試験	令和5年10月15日(日)	
		令和5年11月12日(日)

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容
第1次試験	教養試験 【試験時間120分】	80点	<p>公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による高等学校卒業程度の筆記試験を行う。</p> <p>・出題数は50題とする。</p> <p>【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈</p>
第2次試験	人物試験	140点	<p>公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて、適性検査を行う。</p>
			<p>社会性、貢献度、指導性等について、集団討論を行う。</p> <p>コミュニケーション能力、積極性、実行力等について、個別面接(2回)を行う。</p>
	作文試験 【試験時間60分】	20点	<p>文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。</p>
	資格調査	—	<p>受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。</p>

※ 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区 分	試験種目	基 準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点と同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なおも同点の場合は、第1次試験の得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

ア 第1次試験合格者発表	令和5年10月6日(金)
イ 最終合格者発表	令和5年12月1日(金)

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、約198,400円（令和5年4月1日現在）である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

(1) 教養試験の例題及び正答番号並びに作文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。

(2) 受験の際には、「令和5年度山梨県職員採用試験（就職氷河期世代）試験案内」で詳細について必ず確認すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番